

大学給付奨学生(予約型) Q&A (申請者向け)

No.	ジャンル	Q(質問)	A(回答)
1	募集	募集はいつから始まりますか。	募集期間は4月1日～9月30日の期間内で、当会各支部が設定しています。 詳細な募集時期については、当会各都道府県支部までお問い合わせください。
2	応募	応募資格①に記載の当会が特に認める学校とは、例えばどんな学校ですか。	現状では具体的に想定しておりませんが、今後の可能性を考慮して文言に記載しています。
3	応募	外国人の生徒は応募できますか。	日本国内の高等学校等の生徒であり、身元保証人が日本国内在住で日本国内の自治体が発行する所得証明書を提出できるのであれば、応募は可能です。 海外の所得証明書しか提出できないのであれば、応募時の提出書類の要件を満たさないため、現行の貸与奨学金と同様に応募はできません。
4	応募	どこに応募するのですか。	申請者は在籍する高等学校等の校長を経由して「在籍する高等学校等が所在する都道府県支部」に申請します。
5	応募	親が代理で応募できますか。	代理での応募はできません。 奨学金は必ず申請書等を生徒本人が書いて応募してください。
6	応募	大学の在学生は応募できますか。	対象は大学進学を目指す高校生等を応募対象としているため、既に大学に在学している者の応募はできません。
7	応募	医・歯・薬・獣医など、6年制の学部・学科を志望していますが応募できますか。	応募は可能ですが、奨学金の給付期間は上限4年間となります。
8	応募	短期大学へ進学予定ですが、応募できますか。	短大進学予定者は応募できません。
9	応募	通信教育の学部・課程の大学、大学校、短期大学は対象になりますか。	通信教育の学部・課程の大学、大学校、短期大学は対象になりません。
10	応募	年収による応募制限はありますか。	年収については、同一生計の合計所得金額400万円未満であれば応募可能です。
11	応募	応募資格による同一生計の合計所得金額400万円未満について詳しく知りたいのですが。	例えば、同一世帯で働いている人が一人いて会社員の場合、所得証明書の給与所得の金額が400万円未満であれば応募できます。 同じく働いている人が二人いて、一人が会社員もう一人が自営で農業をしているケースでは、会社員の給与所得と農業の所得を合算した合計所得で判断します。 上記ケースで会社員の給与所得280万円、農業所得100万円ならば、280万円+100万円＝380万円＜400万円となり応募が可能です。
12	給付内容	毎月の給付金額はいくらですか。	奨学生一人に対し月額3万円を給付します。
13	給付内容	給付期間は何年ですか。	在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とします。
14	提出書類	応募書類の提出先はどこですか。	申請者の応募書類は全て在籍する高等学校等を経由して、校長から当会の各都道府県支部へご提出ください。
15	提出書類	成績証明書はいつまでのものですか。	高等学校等の直近まで(支部が指定)の成績が記載されているものです。
16	提出書類	所得証明書はどの期間の誰のものを出しますか。	就学者を除く世帯全員の所得証明書(市区町村発行の直近年度のもの・コピーでも可)を提出してください。 本人・兄弟姉妹の就学者のアルバイト所得等は記入不要なので、提出は不要です。
17	提出書類	奨学金の振込先となる金融機関の指定はありますか。	金融機関の指定はありません。ただし、申請者名義の口座である必要があります。
18	提出書類	奨学金の振込先は親や身元保証人の口座でも可能ですか。	親や身元保証人の口座への振込はできません。奨学金の振込先は申請者名義の口座になります。
19	選考	面接はありますか。	第一次選考を通過した申請者に対して、第二次選考で面接を行います。 支部選考委員会による面接です(オンラインで行うこともあります)。
20	結果の通知	採用内定までの仕組やその通知について知りたいのですが。	第一次選考と第二次選考を実施し、採用内定者及び次点候補者を選考します。各都道府県支部の支部長の推薦を受け理事長が採用内定者(次点候補者も含む)を決定します。第一次選考後及び第二次選考後、それぞれ選考結果を校長及び申請者に文書で通知します。
21	結果の通知	大学合格後(速やかに)に提出する必要のある書類はありますか。	採用内定者が大学に合格した場合、当会が給付予定者を確定する必要があるため速やかに「大学入学予定届」(大給奨学様式33)を支部に提出します。
22	結果の通知	大学入学後速やかに提出する必要のある書類はありますか。	大学入学後速やかに(遅くとも4月20日まで・締切厳守)以下の書類を支部長に提出します。在学証明書が期日までに提出されない場合は、奨学金を辞退されたものとみなします。 ・在学証明書 ・「大学給付奨学生」誓約書(大給奨学様式23)(※ 手書きで記入します) ・金融機関口座振込依頼書(大給奨学様式24) ・異動報告書(大給奨学様式25)(※ 引越等で申請書の記載事項に変更があった場合)

大学給付奨学生(予約型) Q&A (申請者向け)

No.	ジャンル	Q(質問)	A(回答)
23	結果の通知	採用・不採用の結果についてはどのように通知されるのですか。	結果については支部長を通じて校長に通知するとともに本人に採用決定通知書(大給奨学様式22)をもって通知します。
24	採用後	奨学金の振込は毎月ですか。	5月、7月、10月、1月の10日に3か月分ずつ振り込まれます。
25	採用後	採用後の大学在学期間中に奨学生の義務はありますか。	①2年目から4年目の毎年度4月20日までに進捗状況報告書(大給奨学様式27)・在学証明書を支部長に提出します。 ②4年間の給付が終了する年度末までに「成果報告書」(大給奨学様式28)を支部長に提出します。 ③奨学生又は身元保証人は、以下の場合に支部長経由で異動報告書(大給奨学様式25)を理事長に届出をします。 ア奨学生が休学、復学、転学、留年、留学又は退学したとき イ奨学生が停学、その他の処分を受けたとき ウ奨学生が死亡したとき エ奨学生が住所、電話番号、名前を変更したとき ④当会本部が実施するセミナー等に参加します(オンライン開催の場合もあります)。
26	採用後	海外留学時には奨学金の給付はどうなりますか。	海外留学時も奨学金は継続されます。この場合、留学時に奨学金給付を受けた期間を含めて4年間を上限とします。 なお、異動報告書(大給奨学様式25)により、日本国内連絡先及び海外連絡先の届け出が必要となります。
27	採用後	奨学生として採用された外国人が、中途帰国・連絡不能となった場合はどうなりますか。	該当月から奨学金の支給は停止となります。
28	採用後	成果報告書の支部宛の提出は郵送ですか、それともメール提出でも良いですか。	各支部が認めている提出方法に従ってください。 なお、必ず提出期限である給付終了時までにご提出ください。
29	その他	給付された奨学金は大学卒業後に返還する必要はありますか。また、大学卒業後の進路に制限はありますか。	貸与型の奨学金ではありませんので、返還は不要です。 また、大学卒業後に特定の企業や団体で働くなどの条件は一切ありません。
30	その他	奨学金の使途について制限はありますか。	給付される奨学金は、学費や学業に必要な書籍購入費、生活費(食費、部屋代等)に充てることができますが、遊興費等に充てることはできません。
31	その他	他の奨学金との併用は可能ですか。	貸与・給付を問わず、他の奨学金との併用は可能です。